

新潟県条例第29号

新潟県産業振興貸付基金条例及び新潟県産業振興基金条例の一部を改正する条例
(新潟県産業振興貸付基金条例の一部改正)

第1条 新潟県産業振興貸付基金条例（昭和57年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(基金の積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文部科学省・<u>経済産業省告示第2号</u>）第3条の規定により交付される交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> (処分の特例)</p> <p><u>2 基金は、当分の間、第6条に規定する事業のほか、企業誘致の促進、産業の振興及び福祉の向上を図るため特に必要と認められる事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すことができる。</u></p>	<p>(基金の積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年文部科学省・<u>経済産業省告示第2号</u>）第3条の規定により交付される交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

(新潟県産業振興基金条例の一部改正)

第2条 新潟県産業振興基金条例（昭和56年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 企業誘致の促進、産業の振興及び福祉の向上を図るため、電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文部科学省・<u>経済産業省告示第2号</u>）第3条の規定により交付される交付金等を財源として、新潟県産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 企業誘致の促進、産業の振興及び福祉の向上を図るため、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年文部科学省・<u>経済産業省告示第2号</u>）第3条の規定により交付される交付金等を財源として、新潟県産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。